

町田市地域センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012 年)8 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市地域センター条例の一部を改正する条例

第1条 町田市地域センター条例（昭和57年9月町田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1同南市民センターの項中「金森1，700番地」を「金森四丁目5番6号」に改め、同表同成瀬センターの項中「成瀬2，144番地1」を「成瀬2，141番地1」に改める。

別表第2同成瀬センターの部中会議室（3）の項、和室（1）の項、和室（2）の項、多目的室の項及び小会議室（保育室）の項を削る。

第2条 町田市地域センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「寄与するため」の次に「、及び市長の権限に属する事務を分掌させるため」を加え、同条第2項を削る。

第2条を次のように改める。

（市民センター及びコミュニティセンター）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）及び同法第155条第1項に規定する出張所として設置するセンターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する出張所の所管区域は、町田市全域とする。

3 第1項に規定するもののほか、公の施設として設置するセンターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第3条の見出し中「承認」を「手続等」に改め、同条中「又は付帯設備」を「及び附属設備（公の施設の部分に限る。以下「施設等」という。）」に改め、「者は、」の次に「あらかじめ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、前項の承認をする場合において、施設等の管理上必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。

- (1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 善良の風俗又は秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 専ら営利を目的とすると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

第4条第1項中「センターの施設又は付帯設備」を「施設等」に、「有料」を「  
有料」に改め、同条第2項中「使用の」を「前条第1項の規定により」に改め、同  
条第3項を削る。

第11条中「ついて」を「関し」に、「町田市規則」を「規則」に改め、同条を第  
13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(職員)

第12条 センターに、必要に応じセンター長その他の職員を置く。

第10条中「センターの施設及び付帯設備」を「施設等」に改め、同条ただし書  
中「認めた」を「認める」に、「この限りでない」を「賠償額を減額し、又は免除  
することができる」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「センター」を「施設等」に、「前条」を「前条第1項」に、「を停止さ  
れ」を「の承認を取り消され」に、「承認を取り消され」を「使用を停止され」に  
改め、「直ちに」の次に「施設等を」を加え、同条を第10条とする。

第8条を削る。

第7条の見出しを「(使用承認の取消し等)」に改め、同条各号列記以外の部分中  
「各号の一」を「各号のいずれか」に、「その」を「使用の承認を取り消し、」に改  
め、「、若しくは使用を停止し」を削り、「承認を取り消す」を「停止を命ずる」に  
改め、同条各号を次のように改める。

- (1) この条例又はこの条例に基づく町田市規則（以下「規則」という。）に違反  
したとき。
- (2) 第3条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により施設等が使用できなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定により使用者が、使用の承認を取り消され、使用を制限され、又は使用を停止されたことにより生じた使用者の損害については、市長は、その責めを負わない。

第7条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

(行為の制限)

第7条 使用者は、第3条第1項の承認に係る行為以外の行為をしてはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第6条を削る。

第5条中「還付しない」を「、還付しない」に改め、同条ただし書中「特別な」を「特別の」に、「認めた」を「認める」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(使用料の免除)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

#### 1 市民センター

名称	位置
町田市忠生市民センター	町田市忠生三丁目14番地2
町田市鶴川市民センター	町田市大蔵町1, 981番地4
町田市南市民センター	町田市金森四丁目5番6号

町田市なるせ駅前市民センター	町田市南成瀬一丁目2番地5
町田市堺市民センター	町田市相原町795番地1
町田市小山市民センター	町田市小山町2, 507番地1

2 コミュニティセンター

名称	位置
町田市玉川学園コミュニティセンター	町田市玉川学園二丁目19番12号
町田市木曽山崎コミュニティセンター	町田市山崎町2, 160番地4
町田市上小山田コミュニティセンター	町田市上小山田町2, 616番地2
町田市成瀬コミュニティセンター	町田市成瀬2, 141番地1
町田市つくし野コミュニティセンター	町田市つくし野二丁目26番地5
町田市木曽森野コミュニティセンター	町田市木曽東一丁目2番
町田市三輪コミュニティセンター	町田市三輪緑山四丁目14番地1

別表第2の1の表中「1 施設」を「1 施設使用料」に、

「

名称	施設
----	----

」を「

センターの名称	施設の名称
---------	-------

」に、

同 鶴川市民センター	町田市鶴川市民センター
同 南市民センター	町田市南市民センター
同 なるせ駅前市民センター	町田市なるせ駅前市民センター
同 堺市民センター	町田市堺市民センター
同 小山市民センター	町田市小山市民センター
同 玉川学園文化センター	町田市玉川学園コミュニティセンター

同	木曾山崎センター
同	成瀬センター
同	つくし野センター
同	木曾森野センター
同	三輪センター

を

町田市木曾山崎コミュニティセンター
町田市成瀬コミュニティセンター
町田市つくし野コミュニティセンター
町田市木曾森野コミュニティセンター
町田市三輪コミュニティセンター

に

」

」

改め、同表の2の表中「2 附帯設備」を「2 附属設備使用料」に、

「

名称	附帯設備
----	------

を

「

センターの名称	附属設備の名称
---------	---------

に、

」

」

「

町田市忠生市民センター
同 鶴川市民センター
同 南市民センター
同 なるせ駅前市民センター
同 堺市民センター
同 小山市民センター
同 玉川学園文化センター
同 木曾山崎センター

を

「

町田市忠生市民センター
町田市鶴川市民センター
町田市南市民センター
町田市なるせ駅前市民センター
町田市堺市民センター
町田市小山市民センター
町田市玉川学園コミュニティセンター

に

同	成瀬センター	町田市木曾山崎コミュニティセンター
同	つくし野センター	町田市成瀬コミュニティセンター
同	木曾森野センター	町田市つくし野コミュニティセンター
同	三輪センター	町田市木曾森野コミュニティセンター
		町田市三輪コミュニティセンター

改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定(別表第1同南市民センターの項の改正規定を除く。) 公布の日

(2) 第1条中別表第1同南市民センターの項の改正規定 平成24年10月8日

(3) 第2条の規定及び次項の規定 平成25年4月1日

(町田市役所支所設置条例の廃止)

2 町田市役所支所設置条例(昭和33年2月町田市条例第2号)は、廃止する。

町田市地域センター条例新旧対照表(改正後)

第1条による改正

\_\_部分は改正部分

別表第1(第1条関係)

名称	位置
略	略
同 南市民センター	同 <u>金森四丁目5番6号</u>
略	略
同 成瀬センター	同 <u>成瀬2,141番地1</u>
略	略

町田市地域センター条例新旧対照表(改正前)

第1条による改正

別表第1(第1条関係)

名称	位置
略	略
同 南市民センター	同 <u>金森1,700番地</u>
略	略
同 成瀬センター	同 <u>成瀬2,144番地1</u>
略	略

町田市地域センター条例新旧対照表(改正後)

第1条による改正

\_\_部分は改正部分

別表第2(第4条関係)

1 施設

名称	施設	使用単位及び使用料(円)			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時30分から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
略	略	略	略	略	略
同 成瀬センター	ホール	1,800	2,800	3,500	8,100
	会議室(1)	900	1,300	1,400	3,600
	会議室(2)	700	900	1,100	2,700
略	略	略	略	略	略

備考 略

2 略

町田市地域センター条例新旧対照表(改正前)

第1条による改正

別表第2(第4条関係)

1 施設

名称	施設	使用単位及び使用料(円)			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時30分から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
略	略	略	略	略	略
同 成瀬センター	ホール	1,800	2,800	3,500	8,100
	会議室(1)	900	1,300	1,400	3,600
	会議室(2)	700	900	1,100	2,700
	会議室(3)	700	900	1,100	2,700
	和室(1)	600	800	800	2,200
	和室(2)	700	900	1,100	2,700
	多目的室	700	900	1,100	2,700
	小会議室(保育室)	300	400	400	1,100
略	略	略	略	略	略

備考 略

2 略

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図り、もって豊かな地域社会づくりに寄与するため、<u>及び市長の権限に属する事務を分掌させるため</u>、町田市地域センター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(市民センター及びコミュニティセンター)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)及び同法第155条第1項に規定する出張所として設置するセンターの名称及び位置は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する出張所の所管区域は、町田市全域とする。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、公の施設として設置するセンターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第3条 センターの施設及び附属設備(公の施設の部分に限る。以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、<u>あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の承認をする場合において、施設等の管理上必要と認めるときは、条件を付することができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。</u></p> <p>(1) <u>施設等を損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>善良の風俗又は秩序を乱すおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>専ら営利を目的とすると認められるとき。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図り、もって豊かな地域社会づくりに寄与するため、町田市地域センター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>2 <u>センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第2条 センターに、必要に応じ<u>所長その他の職員を置く。</u></p> <p>(使用の承認)</p> <p>第3条 センターの施設又は付帯設備を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 <u>施設等のうち、別表第2に掲げるものは、有料とする。</u></p> <p>2 <u>前条第1項の規定により承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第5条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第6条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(行為の制限)</p> <p>第7条 <u>使用者は、第3条第1項の承認に係る行為以外の行為をしてはならない。</u></p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第8条 <u>使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p>(使用承認の取消し等)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 <u>センターの施設又は付帯設備のうち、別表第2に掲げるものは有料とする。</u></p> <p>2 <u>使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第5条 <u>既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第6条 <u>市長は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認をしない。</u></p> <p>(1) <u>公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>施設又は付帯設備をき損するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>もっぱら営利を目的とするとき。</u></p> <p>(4) <u>その他センターの管理上支障があるとき。</u></p> <p>(使用の取消等)</p>

改正後	改正前
<p><u>第9条</u> 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例又はこの条例に基づく町田市規則(以下「規則」という。)に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>第3条第2項の条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。</u></p> <p>(4) <u>災害その他の事故により施設等が使用できなくなったとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定により使用者が、使用の承認を取り消され、使用を制限され、又は使用を停止されたことにより生じた使用者の損害については、市長は、その責めを負わない。</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第10条</u> 使用者は、<u>施設等の使用を終了したとき、又は前条第1項の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第11条</u> 使用者は、<u>施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(職員)</p> <p><u>第12条</u> <u>センターに、必要に応じセンター長その他の職員を置く。</u></p>	<p><u>第7条</u> 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、<u>その使用を制限し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>使用の目的に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>使用の申請に虚偽又は不正があったとき。</u></p> <p>(3) <u>災害その他やむを得ない理由があるとき。</u></p> <p>(4) <u>その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>(<u>使用権の譲渡等の禁止</u>)</p> <p><u>第8条</u> 使用者は、<u>使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第9条</u> 使用者は、<u>センターの使用を終了したとき、又は前条の規定により使用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第10条</u> 使用者は、<u>センターの施設及び付帯設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u></p>

町田市地域センター条例新旧対照表

第2条による改正

\_\_部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(委任) 第13条 この条例の施行に<u>関し</u>必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(委任) 第11条 この条例の施行に<u>ついて</u>必要な事項は、<u>町田市規則</u>で定める。</p>

町田市地域センター条例新旧対照表(改正後)

第2条による改正  
別表第1(第2条関係)

\_\_部分は改正部分

1 市民センター

名称	位置
町田市忠生市民センター	町田市忠生三丁目14番地2
町田市鶴川市民センター	町田市大蔵町1, 981番地4
町田市南市民センター	町田市金森四丁目5番6号
町田市なるせ駅前市民センター	町田市南成瀬一丁目2番地5
町田市堺市民センター	町田市相原町795番地1
町田市小山市民センター	町田市小山町2, 507番地1

2 コミュニティセンター

名称	位置
町田市玉川学園コミュニティセンター	町田市玉川学園二丁目19番12号
町田市木曾山崎コミュニティセンター	町田市山崎町2, 160番地4
町田市上小山田コミュニティセンター	町田市上小山田町2, 616番地2
町田市成瀬コミュニティセンター	町田市成瀬2, 141番地1
町田市つくし野コミュニティセンター	町田市つくし野二丁目26番地5
町田市木曾森野コミュニティセンター	町田市木曾東一丁目2番
町田市三輪コミュニティセンター	町田市三輪緑山四丁目14番地1

町田市地域センター条例新旧対照表(改正前)

第2条による改正  
別表第1(第1条関係)

名称	位置
町田市忠生市民センター	町田市忠生三丁目14番地2
同 鶴川市民センター	同 大蔵町1, 981番地4
同 南市民センター	同 金森四丁目5番6号
同 なるせ駅前市民センター	同 南成瀬一丁目2番地5
同 堺市民センター	同 相原町795番地1
同 小山市民センター	同 小山町2, 507番地1
同 玉川学園文化センター	同 玉川学園二丁目19番12号
同 木曾山崎センター	同 山崎町2, 160番地4
同 上小山田センター	同 上小山田町2, 616番地2
同 成瀬センター	同 成瀬2, 141番地1
同 つくし野センター	同 つくし野二丁目26番地5
同 木曾森野センター	同 木曾東一丁目2番
同 三輪センター	同 三輪緑山四丁目14番地1

町田市地域センター条例新旧対照表(改正後)

第2条による改正

\_\_部分は改正部分

別表第2(第4条関係)

1 施設使用料

センターの名称	施設の名称	使用単位及び使用料(円)			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時30分から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
町田市忠生市民センター	略	略	略	略	略
町田市鶴川市民センター	略	略	略	略	略
町田市南市民センター	略	略	略	略	略
町田市なるせ駅前市民センター	略	略	略	略	略
町田市堺市民センター	略	略	略	略	略
町田市小山市民センター	略	略	略	略	略
町田市玉川学園コミュニティセンター	略	略	略	略	略
町田市木曽山崎コミュニティセンター	略	略	略	略	略
町田市成瀬コミュニティセンター	略	略	略	略	略
町田市つくし野コミュニティセンター	略	略	略	略	略
町田市木曽森野コミュニティセンター	略	略	略	略	略
町田市三輪コミュニティセンター	略	略	略	略	略

備考 略

2 附属設備使用料

センターの名称	附属設備の名称	使用料
町田市忠生市民センター	略	略
町田市鶴川市民センター		
町田市南市民センター		
町田市なるせ駅前市民センター		
町田市堺市民センター		

<u>町田市小山市民センター</u>		
<u>町田市玉川学園コミュニティセンター</u>		
<u>町田市木曽山崎コミュニティセンター</u>		
<u>町田市成瀬コミュニティセンター</u>		
<u>町田市つくし野コミュニティセンター</u>		
<u>町田市木曽森野コミュニティセンター</u>		
<u>町田市三輪コミュニティセンター</u>		

備考 略

町田市地域センター条例新旧対照表(改正前)

第2条による改正  
別表第2(第4条関係)

\_\_部分は改正部分

1 施設

名称	施設	使用単位及び使用料(円)			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時30分から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
町田市忠生市民センター	略	略	略	略	略
同 鶴川市民センター	略	略	略	略	略
同 南市民センター	略	略	略	略	略
同 なるせ駅前市民センター	略	略	略	略	略
同 堺市民センター	略	略	略	略	略
同 小山市民センター	略	略	略	略	略
同 玉川学園文化センター	略	略	略	略	略
同 木曽山崎センター	略	略	略	略	略
同 成瀬センター	略	略	略	略	略
同 つくし野センター	略	略	略	略	略
同 木曽森野センター	略	略	略	略	略
同 三輪センター	略	略	略	略	略

備考 略

2 附帯設備

名称	附帯設備	使用料
町田市忠生市民センター	略	略
同 鶴川市民センター		
同 南市民センター		
同 なるせ駅前市民センター		
同 堺市民センター		
同 小山市民センター		
同 玉川学園文化センター		
同 木曽山崎センター		
同 成瀬センター		

同	つくし野センター		
同	木曾森野センター		
同	三輪センター		

備考 略